樹木採取権申請のポイント(木材安定供給関係)

(申請様式5(木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項)関係)

(本資料の趣旨)

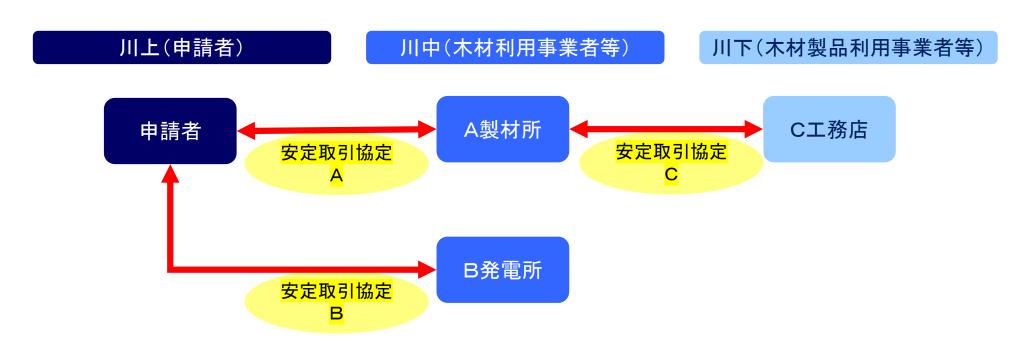
樹木採取権の申請に当たり申請者の申請書作成の参考となるよう、特に重要となる申 請様式5(木材安定供給関係)について、審査や評価のポイントを示したものです。

なお、東北1大曲・船岡樹木採取区において公募時に示した4,000m3を例示とし作成しています。

令和3年10月29日 東北森林管理局 資源活用課

事業者間における安定取引協定の締結(審査事項)

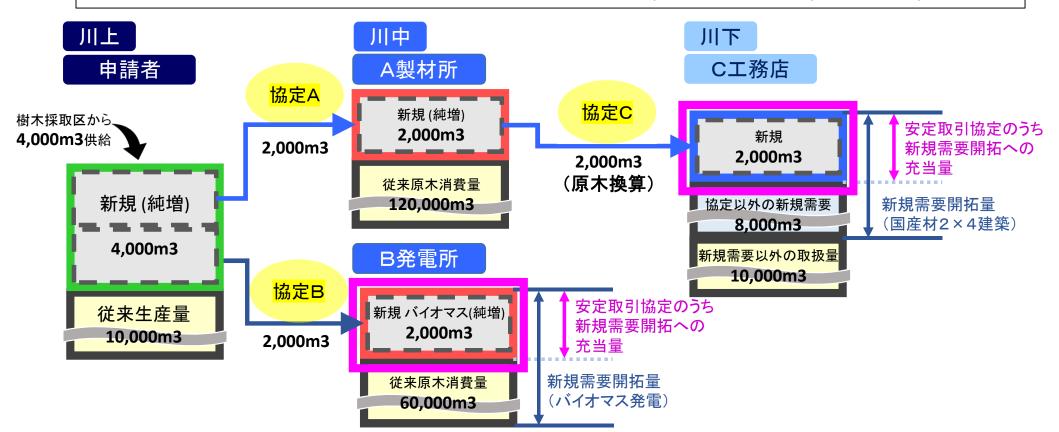
- ・申請者、川中(木材利用事業者等)、川下(木材製品利用事業者等)との間で、安定取引協定を締結する 必要があります。
- ・安定取引協定は、申請者と川中、川中と川下の間で締結する、連名で締結するなど、取引実態に応じて 締結して下さい。



申請に係る木材供給量の考え方(審査事項)

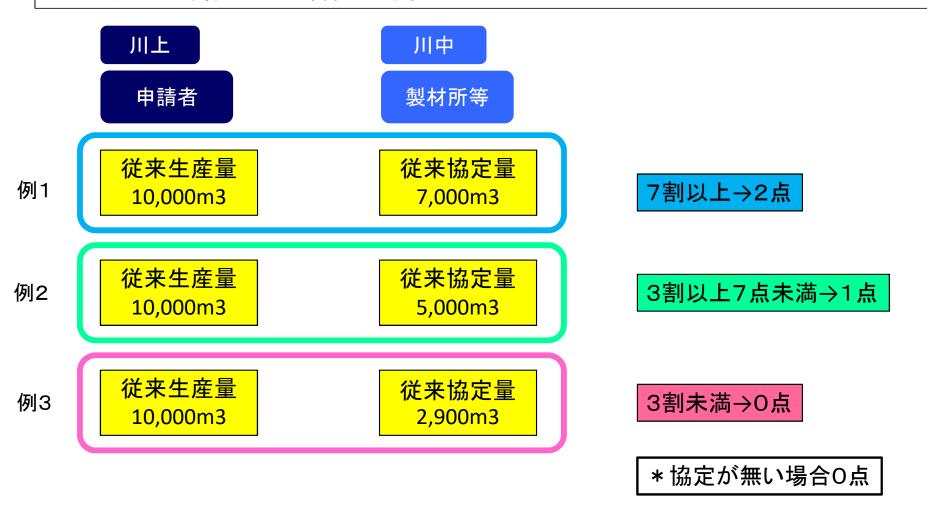
木材取引の内容が以下の4つの要件を満たしている必要があります。

- 1. 樹木採取区から供給される予定の量の5割以上が川下へ(例:川下で2,000m3相当増加))
- 2. 川上で樹木採取区からの生産量以上増(例:川上で4,000m3新規(純増))
- 3. 川中の原木消費量が、樹木採取区からの供給量以上増(例:川中で4,000m3新規(純増))
- 4. 新規需要開拓量が樹木採取区の生産量以上の量(例:川中2,000m3+川下で2,000m3=計4,000m3)



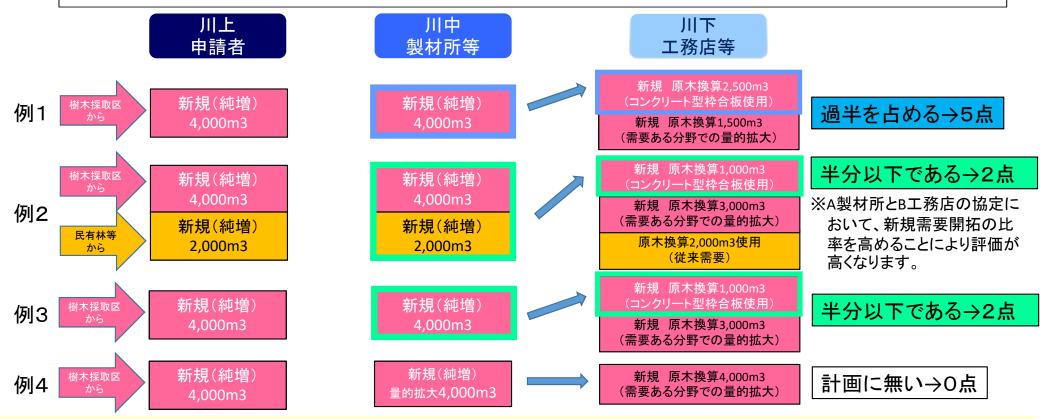
申請に係る加点の考え方(5-1ア(木材の安定取引))

・申請書の評価の中で、木材の安定取引の状況として、申請時点における素材生産量に対する協定に 基づく取引量の割合について評価します。



申請に係る加点の考え方(5-1イ(新規需要開拓))

・申請書の評価の中で、木材の新規需要開拓の具体性・確実性として、樹木採取区由来の木材を用いて 行う新規需要開拓の内容が、既存の国産材需要に悪影響を与えないかどうかという観点から評価します。



・5-1イの新規需要開拓については、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例:CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野)、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例:2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具)又はその他の取組(例:地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出)を指します。 審査事項の新規需要開拓とは異なり「国産材需要のある分野での量的拡大」を含みません。

4

申請に係る加点の考え方(5-1ウ(木材の地元利用))

・申請書の評価の中で、木材の地元利用について、樹木採取区に由来する木材が、樹木採取区が所在する秋田県内の川中(木材利用事業者等)に供給されることを評価します。

